

笠山会館 消防計画

第1条（目的）

この計画は、消防法第8条第1項に基づき、笠山会館の防火管理教務についての必要事項を定め、火災、地震、その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

第2条（適用範囲）

この計画の適用範囲は、笠山会館の利用者、及び出入りする全ての者とする。

第3条（管理権原者の責任等）

管理権原者（笠山町内会長）は防火管理業務について、管理的又は監督的立場にあり、すべての責任を持つもので、次の業務を行うものとする。

- （1）防火管理業務を適正に遂行できる権限を持つ者を防火管理者として選任して、防火管理業務を行わせなければならない。
- （2）防火管理者が消防計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- （3）防火上の建物構造の不備や消防用設備等・特殊消防用設備等の不備・欠陥が発見された場合は、速やかに改修しなければならない。

第4条（防火管理者の業務）

防火管理者は、この計画の作成及び実行についてすべての権限を持ち、次の業務を行う。

- （1）消防計画の作成（変更）
- （2）消火、通報、避難誘導などの訓練の実施
- （3）建物、屋外階段等の自主検査の実施および報告
- （4）消防用設備等（自動火災報知設備、消火器、誘導灯）の法定点検・整備の実施及びその立会い
- （5）収容人員の管理
- （6）利用者に対する消防訓練参加の呼びかけ
- （7）利用者への火災予防対策及び火災発生時におこなうべき行動の呼びかけ
- （8）消防署から配付された広報紙の掲出及び管理
- （9）増築の工事の際の「工事中の消防計画」の消防機関への提出
- （10）放火防止対策の推進
- （11）その他 防火防災に関連または付帯する事項

第5条（利用者の責任）

笠山会館を利用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）火気の使用に際しては、消火器を近くにおくこと
- （2）集会時の火気管理は、使用責任者が行うこと

- (3) 灰皿等の使用については、指定された範囲に置き、後始末の状態は使用責任が責任をもって行うこと
- (4) 集会等の利用の終了時には、使用責任者が火の始末、ガスの元栓、戸締り等の確認を行うこと
- (5) 階段、通路等に燃えやすいもの、避難障害となりそうな物品を発見した場合、安全な場所に移動もしくは除去をすうこと
- (6) 消防用設備等の周囲における使用障害となる物品は置かないこと
- (7) 防火管理者もしくは町内会の自主防災会等が主催する訓練等の参加要請があれば、積極的に協力すること

第6条 (防火管理委員会)

防火管理業務の適正な運営を図るため、笠山町内会は施設管理委員会を設置する。別紙1

- (1) 委員会の構成は、町内会長を委員長とし、町内会長は委員会に運営に必要とする者に委員委嘱を行う
- (2) 委員会は、必要があるときに委員長が招集する

第7条 (審議事項)

前条に定める委員会は、笠山会館の防火管理につき、次の事項について審議する

- (1) 消防計画の変更に関すること
- (2) 防火、避難施設、消防用設備等の点検・維持管理に関すること
- (3) 集会時における避難訓練の実施に関すること
- (4) 自衛消防組織（自主防災会）の役割・任務に関すること
- (5) 工事等に際する火災予防対策に関すること
- (6) その他 上記に関連または付帯すること

第8条 (自衛消防組織の役割・任務)

前条第4項に定める役割・任務については、別紙2を基に行う。

第9条 (消防機関との連絡)

管理権原者は、次の業務について、**消防機関へ報告、届け出、連絡を行うものとする。**

- (1) 防火管理者選任（解任）届出
防火管理者を定めたとき、又はこれを解任したとき
- (2) 消防計画作成（変更）届出
消防計画を作成したとき、又は次の事項を変更したとき
 - ア 管理権原者又は防火管理者の変更
 - イ 用途の変更、増築、改築、模様替えによる消防用設備等の点検・整備、避難施設の維持管理及び防火上の構造の維持管理に関する事項の変更
- (3) 消防用設備等点検結果の報告
消防用設備等点検結果報告書を1年に1回。（管理権原者と防火管理者が確認し、

報告する)

(4) 消防訓練実施の通報

消防訓練を実施するときは、実施計画者もしくは管理権原者(町内会長)があらかじめ消防機関へ通報する。

(5) その他

建物の増設等及び諸設備の設置または変更を行う時は、事前に連絡をするとともに法令に基づく諸手続きを行う。

第10条 (防火管理業務資料等の整備)

防火管理責任者は、前条の報告または届け出した書類及び防火管理に必要な書類等を本計画と一括して、整備・保管をする。

第11条 (点検・検査の実施)

防火管理者は第6条に定める委員会の協力を得て、次の点検、検査を行う。

(1) 日常の火災予防における点検

- ア 消防設備等の点検及び使用障害となる物品の除去
- イ 階段、通路等の避難経路上における避難障害となる物品の除去
- ウ 建物周囲の可燃物の除去

(2) 自主的に行う点検

- ア 建物等の自主検査
別紙3の「自主点検チェック表」に基づき、毎年、春と秋の2回実施する。
- イ 消防設備等の自主点検
別紙4の「消防用設備等自主点検チェックリスト」に基づき、毎年、春と秋の2回実施する。

(3) 消防設備等の法定点検

年1回実施する。点検時期、業者は、施設管理委員会の決定に委ねる。

第12条 (火災発生時の行動について)

火災が発生した場合、次の措置を行うものとする。

- (1) 火災を発生させた者又は火災を発見した場合は、大声で他の利用者に知らせる。
- (2) 119番通報は、火災を発生させた者又は他の利用者が協力して行うものとし、通報結果は、利用責任者に報告をする。
- (3) 火災は程度に拘らず、ぼやであっても消防機関に通報し、施設管理委員会に報告する。
- (4) 初期消火は、消防隊もしくは消防団が到着するまでの間は利用者が協力して行うものとし、消防隊もしくは消防団が到着したときは、消火の指揮を消防隊もしくは消防団に引き渡す。
- (5) 初期消火には、備付の消防設備(屋内据付設備及び屋外の防災庫の備品)を用いる。
- (6) 玄関から避難できない場合は、裏口(厨房)もしくは和室側を利用する。
- (7) 利用者は協力して負傷者及び逃げ遅れた者の確認を行い、利用責任者はその結果を施設管理委員会に報告するものとする。

第13条 (地震対策について)

地震による被害を軽減するため、次の措置を行う。

- (1) ロッカー等の転倒防止対策
- (2) 窓ガラスの飛散防止・落下などの危険予知に対する対策
- (3) 火気使用設備、器具などの出火防止に関する注意喚起の対策
- (4) 危険物等の持ち込みや漏洩に関する規制
- (5) 高所に置かれている重量物の点検と固定もしくは移動などの対策
- (6) 管理権原者は、笠山会館に無断で私物の据置をすることを禁じるとともに、防災用備

蓄品は、施設管理委員会の協力を得て、一定の様式化をし定期的に点検する。
(点検シート例)

備蓄場所	備蓄品目 (形態)	数量	単位	備考
厨房室	飲料水 (お茶を含む)			
	食料品			
事務所	応急手当セット			
	懐中電灯・予備電池			地域安全委員会備品
通路正面物置				
階段下物置				

7) 管理権原者は、自主防災会の協力を得て、笠山会館の屋外に備えている防災庫の用具を定期的に点検し、救助、救出用機材の備付状況を定期的に点検する。

第14条 (地震発生時の行動について)

地震は発生した場合は、次の安全措置を行う。

- (1) 身の安全を第一に行動する
- (2) 使用中の火気の消火及び電源の遮断を行う
- (3) 各設備器具は安全を確認した後、使用する
- (4) 誘導する場所は、防火関係機関からの命令もしくは町内会が定めている避難場所 (一次集合場所：かさやまふれあい広場、広域避難場所：南笠東小学校) とし、広域避難場所への移動の指示については、一次集合場所の統括責任者の指示にしたがう
- (5) 地震に関する警戒宣言が発せられた場合は、火気の使用の自粛もしくは使用中の監視を複数人で行う

第15条 (消防訓練、防災訓練について)

火災、地震等の災害が発生した場合、その被害を軽減するため、防火管理者は、施設管理委員会を通じて利用者の消火・通報・避難の訓練及び防火訓練を行う。

第16条 (訓練の実施時期)

前条の訓練の時期は、春と秋の年2回実施する。

第17条 (避難経路図)

避難経路図は、施設管理委員会が作成するものとし、防火管理者は、これに必要な助言・指導を行う。

付 則

この計画は、平成29年3月24日から適用する。

笠山町施設管理委員会運営規程

本規程は、笠山町々内会会則第10条の専門委員会(4)に定める施設管理委員会（以下本会という）の業務について必要な事項を定め円滑な会務の運営を図ることを目的に定める。

1. 任 務

1. 町内管理施設（笠山会館・ふれあい広場・町内会の倉庫）の利用に関する事項
2. 町内管理施設（笠山会館・公園等）保全・清掃・修理に関する事項
3. 町内の管理施設内の備品の管理（専門部・専門委員会の保有物品を除く）
4. 上記各号に関連または附帯する事項

2. 委員の構成

町内会執行役員（会長・副会長・会計・庶務）および町内会長より委嘱された者（委員）で構成する。

3. 責任者の定め

本会の責任者は町内会長とする。

4. 任 期

委員の任期は、町内会執行部の任期（総会日から次の総会終了時）までとする。再任は妨げない。

5. 会 議

本会の会議は必要に応じて町内会長が招集する。

6. 必要経費

本会の運営に必要な経費については、原則として町内会会計より支出する。

7. 雑 則

本会と町内会役員会との調整については、町内会長が行う。

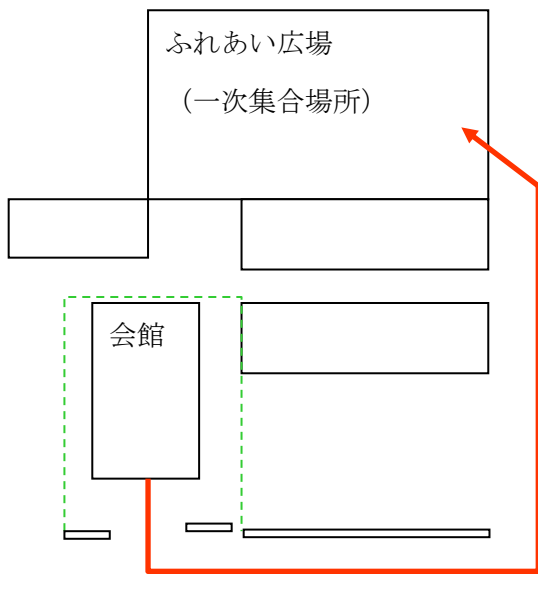
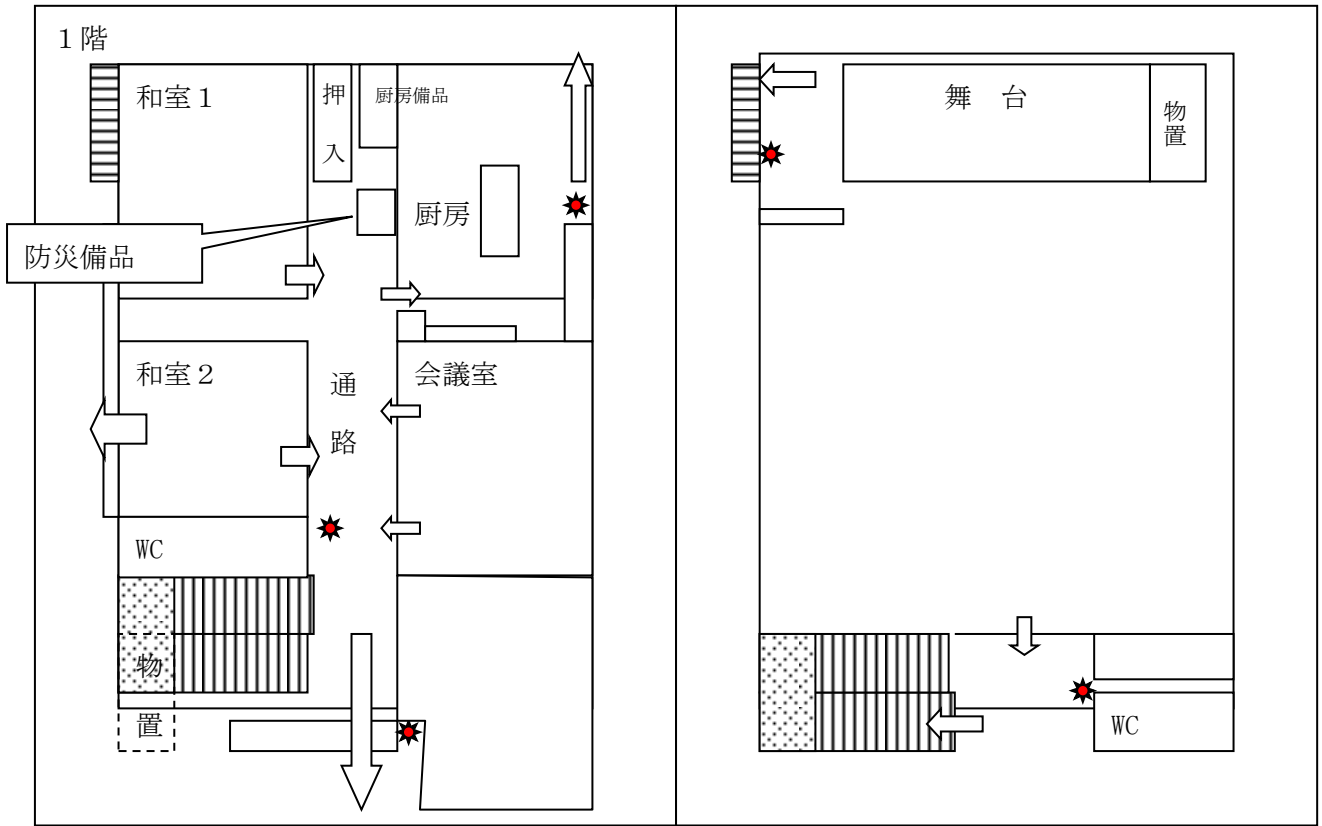
以 上

制定 平成7年4月

平成25年4月 一部改訂 （家庭菜園を地域環境部に移動）

注. 平成27年4月に地域環境部の廃部につき、家庭菜園は委託方式となり執行部の管理管轄となっています。

笠山会館 避難経路図



建物面積 328.75㎡

自衛消防組織（自主防災会・防災組織委員会）の編成と任務

【組長】

組を代表して町内会運営を執行する役員。

- ① 組の統括・問題解決・連絡周知に関する事項
- ② ごみステーション・掲示板等の組で管理する施設の点検ならびに清潔保持に関する事項
- ③ 住民説明会等に関する組の意見集約および住民代表としての必要事務
- ④ 会則第5条の目的事業に対する運営または支援
- ⑤ 広域的な地域の連携(主に学区)に関する企画委員等の分任

【副組長】

組長の補佐もしくは代理として

- ① 役員会への出席
- ② 特命委員が必要とする場合の委嘱

【班長】

組長の補佐として

- ① 町内会行事に対する連絡調整
- ② 広報等の配布
- ③ 日常生活における隣組としての相互支援等

【広報部】

1. 広報(笠山なう)の発行
2. 広報掲示板(市民センター前とふれあい広場)の管理
3. 笠山子ども会広報活動の支援

【地域安全委員会】

1. 自主防犯活動の推進
2. 防犯灯の点検修理
3. 広場・公園)の利用状況の観察
4. その他、地域安全に関する啓発活動

【自主防災会】

1. 火災・震災・捜索等の有事に対する学習企画ならびに訓練に関する事項
2. 火災・震災発生等に備える設備点検・啓発活動
3. 公設消防団のおこなう予防運動行事の参加ならびに協力
4. 上記に関連する近隣町内会との協力事業ならびに救護活動

【施設管理委員会】

1. 町内管理施設(笠山会館・町内倉庫)の利用に関する事項
2. 町内管理施設の保全・清掃・修理に関する事項

【防災組織委員会】

1. 震災に備えた地域連携に関する事項
前線基地班:組長会、自主防災会、地域安全委員会、
体育部、交通安全協会
後方支援班:執行役員、広報部、ふれあい事業部、
日本赤十字奉仕団、エルダー婦人会

【ふれあい事業部】

1. 住民の交流事業の企画運営
2. 夏まつりの企画運営
3. 人権教育推進に関する事業企画
4. 地域交流事業等の企画補助
5. 町内会で所有するイベント用品の管理

【体育部・体育委員会】

1. 住民の健康や体力づくりに関する事業の企画運営
2. 子ども会・老人クラブ等の連携事業
3. 町内会が所有する体育用具の管理

自主検査チェック票

平成 年 月 日 実施

検査実施者 _____ 印
防火管理者 _____ 印

実施項目及び確認箇所		検査結果
建 物 構 造	(1)基礎部 上部の構造体に影響を及ぼすような沈下・傾き・ひび割れ・欠損等がないか。	
	(2)柱・はり・壁・床 コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。	
	(3)天井 仕上材に、はく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れがないか。	
	(4)窓枠・サッシ・ガラス 窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下、又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。	
	(5)外壁（貼石・タイル・モルタル・塗壁等）・ひさし・パラペット 貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じてないか。	
	(6)階段・手すり 各構成部材及びその結合部に、ゆるみ・ひび割れ・腐食・老化等はないか。	
避 難 施 設	(1)避難通路 避難通路の幅員が確保されているか 避難上支障となる物品等を置いていないか。	
	(2)階段 階段室に避難上支障となる物品等を置いていないか。	
	(3)避難階の避難口 扉の開放方向は避難上支障ないか。 避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。	
防 火 施 設	防火区画 防火区画を構成する壁、天井に破損はないか。 閉鎖上支障となる物品等を防火戸・防火シャッターの前に置いていないか。 自動閉鎖装置付の防火戸・防火シャッターのくぐり戸は完全に閉まるか。	

※ 不備・欠陥があった場合には、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○：良、×：不備・欠陥、△：即時改修

消防用設備等自主点検チェック票

平成 年 月 日 実施

点検実施者 _____ 印

防火管理者 _____ 印

実施設備	確認箇所	検査結果
消火器	(1) 設置箇所に置いてあるか。	
	(2) 消火剤の漏れ、変形、損傷、腐食等がないか。	
	(3) 安全栓が外れていないか。安全栓の封が脱落していないか。	
	(4) ホースに変形、損傷、老化等がなく、内部に詰まりがないか。	
	(5) 圧力計が指示範囲内にあるか。	
屋内消火栓設備	(1) 使用上の障害となる物品がないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷はないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
移動式粉末 消火設備	(1) 使用上の障害となる物品がないか。	
	(2) 消火栓扉は確実に開閉できるか。	
	(3) ホース、ノズルが接続され、変形、損傷がないか。	
	(4) 表示灯は点灯しているか。	
自動火災報知設備	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 受信機のベル作動スイッチは、停止となっていないか。	
	(3) 用途変更、間仕切り変更による未警戒部分はないか。	
	(4) 感知器の破損、変形、脱落等がないか。	
非常ベル	(1) 表示灯は点灯しているか。	
	(2) 操作上支障となる物品がないか。	
	(3) 押しボタンの保護板に破損、損傷、脱落等がないか。	
放送設備	(1) 電源監視用の表示灯は点灯しているか。	
	(2) 電源監視用の電源電圧計の指示は適正か。	
	(3) 非常放送ができるか。	
避難器具	(1) 避難に際し、容易に接近できるか。	
	(2) 格納場所付近に物品等が置かれ、避難器具の所在がわかりにくくなっているか。	
	(3) 開口部付近の物品により、開口部が塞がれていないか。	
	(4) 降下障害になるものがなく、必要な広さが確保されているか。	
	(5) 標識に変形、脱落、汚損がないか。	
誘導灯	(1) 改修等により、設置位置が不適正になっていないか。	
	(2) 周囲に、間仕切り等があり、視認障害となっていないか。	
	(3) 外箱及び表示面は、変形、損傷、脱落、汚損等がなく、かつ、適正な取り付け状態にあるか。	
	(4) 不点灯、ちらつき等がないか。	

消防用水	(1) 周囲に樹木等使用上の障害となる物品がないか。 (2) 道路から吸管投入口又は採水口までに消防自動車の進入通路が確保されているか。 (3) 地下式の防火水槽、池等は、水量が著しく減少していないか。	
連結送水管	(1) 送水口の周囲は、消防自動車の接近に支障がないか。また、送水活動に障害となるものがないか。 (2) 送水口に変形、損傷、著しい腐食等がないか。 (3) 放水口の周囲には、ホースの接続や延長等の使用上の障害となる物品がないか。 (4) 放水口を格納する箱は変形、損傷、著しい腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (5) 表示灯は点灯しているか。	
非常コンセント設備	(1) 周囲には使用上支障となる物品がないか。 (2) 保護箱は変形、損傷、著しい腐食等がなく、扉の開閉に異常がないか。 (3) 表示灯は点灯しているか。	
その他の設備 ()	(1) (2) (3) (4) (5) (6)	
備 考		

※ 不備・欠陥があった場合には、直ちに防火管理者に報告します。

(凡例) ○：良、×：不備・欠陥、△：即時改修